

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
欠席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和7年1月20日（月） 午後2時53分から午後3時22分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1・2-2</p> <p>3. 出席委員（14人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（1人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 30号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 31号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 5 決定第 10号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植松 佑太 島田 夏希 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午後2時53分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和7年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p>																								
会長	<p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 10 番 加賀 保 委員 議席番号 11 番 沖 由雄 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 857 1530 1249"> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第10号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>5件</td> </tr> </table>	議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請	3件	議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請	4件	議案第32号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件	決定第10号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	17件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	10件		2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件		3. 現況証明願	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	5件
議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請	3件																							
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請	4件																							
議案第32号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件																							
決定第10号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	17件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	10件																							
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件																							
	3. 現況証明願	2件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	5件																							
会長	<p>それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。まず、議案番号2番の審議をおこないます。議案番号2番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>《事務局説明》（2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
会長	<p>只今、事務局より議案番号2番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請 2番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》 それでは、議案番号1番および3番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番および3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第30号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請1番および3番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、現在、住所地の借家において夫と生活をしております。今の住居は新婚用の間取りで結婚後生活が落ち着くまでの仮住まいのつもりです。今後家族が増えることを考えると、今の住居では大変手狭になることが予想されます。今より広い賃貸物件に引っ越そうかとも考えましたが、今より更に高い家賃を払って何も残らないくらいなら、この際思い切ってマイホー</p>

ム建築に踏み切ってはとの結論に至りました。しかし、私達夫婦は自己所有地を持っておらず、再三、不動産業者に足を運びましたがなかなか納得のいく物件は見つかりませんでした。実家での同居も考えましたが、世代間の生活様式の違いでお互いの生活リズムに気を遣う恐れがある為、断念しました。どうしたものかと困惑し諦めかけていた所、私の祖父が本申請地であれば、住宅建築に使用しても良いと申し出てくれました。本申請地であれば本家からも近いので、両親に何かあってもすぐに駆け付ける事ができます。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、長年に渡り現在の立田工場でコンクリート製品の製造を行っております。昨今の交通事情・労働時間規制・人手不足などの影響もあり、二次製品と呼ばれる工場で製造するコンクリート製品の需要が高まっており、種類・製造量も増加の状態が続いております。立田工場では1日当たり100tの製造体制で稼働していますが、今後も増産体制となっております。申請地は既設敷地の隣接地のため、資材置場としてこれ以上の場所はありません。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、現在、住所地において夫とアパート生活をしております。今の住居は新婚用の間取りで結婚後生活が落ち着くまでの仮住まいのつもりです。ゆくゆく家族が増えた時の事を考えて、大変手狭になることから、今より広い賃貸物件に引っ越そうかとも考えましたが、今より更に高い家賃を払って何も残らないくらいなら、この際思い切ってマイホーム建築に踏み切ってはとの結論に至りました。しかし、私達夫婦は自己所有地を持っておらず、再三、不動産業者に足を運びましたがなかなか納得のいく物件は見つかりませんでした。本家での同居も考えましたが、世代間の生活様式の違いでお互いの生活リズムに気を遣う恐れがある為、断念しました。どうしたものかと困惑し諦めかけていた所、父が本申請地であれば、住宅建築に使用しても良いと申し出てくれました。本申請地であれば本家からも近いので、両親に何かあってもすぐに駆け付ける事ができます。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、名古屋市内の賃貸アパートに居住しております。アパートの居住空間は狭隘であり、子どもの誕生によってさらに手狭になることは明白で、また、両親の面倒を協力してみていくためにも愛西市に戻り実家付近に私どもの住宅を建築しようと、市街化区域内をはじめ適当な土地はないかと探して参りましたが、条件に合う土地が見当たらず断念致しました。やむを得ずその旨を家族に伝えたところ、私どもには近くに居住して欲しいと強い要望もあり、実家の隣地である祖父が所有する申請地で分家住宅を建築することに致しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

	<p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第31号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
浅井委員	<p>分家住宅を転用事由とする申請番号1番について、共有名義で申請されていますが農地法上問題ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。問題ないという認識ですが、また改めて確認します。</p>
会長	<p>そのほか、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われま。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第32号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
加賀委員	<p>申請地について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願と農地法第3条の3の規定による届出での面積の違いについて教えて下さい。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3の規定による届出は相続で取得した全ての農地になりますが、相続税の納税猶予に関する適格者証明願では願出者が納税猶予を受けたい農地について選択をしています。</p>

<p>会長</p>	<p>そのほか、宜しいでしょうか。 それでは議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第10号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から17番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から17番、全体筆数は74筆、面積は53031㎡です。1番から17番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、16名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和7年1月7日、愛知県農業振興基金同意は令和7年1月7日、公告年月日は令和7年1月31日、契約開始年月日は令和7年2月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第10号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第10号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から10番の申請者住所</p>

	<p>氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、10件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、5件の合意解約を受付いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午後 3時 22分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者

議席番号10番委員 加 賀 保

議事録署名者

議席番号11番委員 沖 由 雄